

生衛 やまがた

第218号

編集・発行 公益財団法人 山形県生活衛生営業指導センター
〒990-0033 山形市諏訪町2丁目1番60号
☎(023)623-4323 <http://www.seiei.or.jp/yamagata/>



新任のご挨拶

株式会社日本政策金融公庫

山形支店 国民生活事業 事業統轄 卯月 賢一

山形県生活衛生営業指導センターさま、各生活衛生同業組合さま、そして生活衛生関係営業に関わる皆さま方には、日ごろより当公庫の業務にご理解とご協力を賜りありがとうございます。この紙面をお借りして感謝申し上げます。

この度、山形支店国民生活事業統轄として、前任地新宿支店から赴任いたしました卯月^{うづき}でございます。

簡単に自己紹介させていただきます。私は地元山形市出身です。平成5年に旧国民金融公庫(こくきん)に入庫し、これまで10回の転勤を経験し、この度晴れて地元、山形で仕事をすることとなりました。

大変嬉しく思うとともに、身が引き締まる思いで毎日仕事をしています。

30年ぶりに山形に戻り、山形の魅力について、改めて思うところが2つあります。

1つめは、駅周辺の区画が整備され、高速道路は開通し道路は拡張されるなど、インフラ整備が進んでいる一方、文翔館(旧県庁舎)はもとより、ガイドブックには載っていないような歴史的建造物がこれらの新しいものと共存し、きれいな街並みが形成されていることです。

また、街を歩けば、私が青春時代を謳歌し色々な思い出が詰まったお店が、そのままの佇まいで元気に営業していることを発見できることも、嬉しさを感じさせてくれます。

懐かしさに加え、これまでの歴史の変遷をもっと知りたいという好奇心を増幅してくれる、そんな場所だなと感じています。

2つめはふるさと＝山形の「素晴らしいものの数々」です。

自然の豊かさ、食べ物のおいしさ、人々の優しさ・あったかさ…。

少年期、山形に住んでいた時には「日常で当たり前のこと」という感覚であったことから、こうした素晴らしさに気づきもしませんでした。

全国各地を回った後、今回山形に赴任したことで、別の角度・見方でふるさと山形を感じ取ることができるようになったのだと思っています。

温泉、山寺、蔵王、出羽三山、庄内の海等々の観光名所、そしてお米、おそば、ラーメン、さくらんぼ、果物(桃が大好きです!）、お酒、お肉、お魚、岩ガキといった美味しい食べ物があって、人々の親切さ・優しさに触れられる山形、私の自慢のふるさとです!そして公私ともに、山形での生活を満喫したいと思います。

今回、山形のために貢献できる機会を得ましたこと、本当に嬉しく思っています。

「ないでもすねどな」の精神で、頑張っ^て参ります!

皆さま、どうぞ宜しくお願い致します。



理事長就任のご挨拶

山形県クリーニング業生活衛生同業組合 理事長 工 藤 吉 雄

平素より弊組合事業につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび任期満了に伴う役員改選により山形県クリーニング業生活衛生同業組合理事長として就任いたしました。微力ではございますが、業界並びに組合事業発展のため最善の努力をいたす所存でございますので、今後とも格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

今年2月頃より感染拡大となった新型コロナウイルスは、現在でもその勢力は衰えず、世界各地でも感染者数の増加となっております。これまでにない威力の新型コロナウイルスは、人々の生活を変えて、マスク姿は日常化しております。

このような状況の中での営業につきましては、それぞれのお店でクリーニングに対して細心に真剣に取り組み、皆様大切な衣類などを丁寧に仕上げるなど確かな技術を心がけております。

日々のさわやかな暮らしにお役にたつよう努めてまいります、一日も早くこの新型コロナウイルスの感染症拡大が終息することを願っております。



理事長就任のご挨拶

山形県料理飲食業生活衛生同業組合 理事長 揚 妻 礼 悦

令和2年度山形県料理飲食業生活衛生同業組合理事会にて理事長に選出されました揚妻礼悦と申します。宜しくお願い致します。

さて、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大をうけて、皆様におかれましては日々大変なご苦勞をされている事と存じます。新型コロナウイルス感染症の影響があらゆる方面に及んでおり感染防止対策を講じながらの事業継続や、様々な工夫を凝らした事業展開など日々奮闘されている事と存じます。確かに生衛業は大打撃を受けております。しかし、生衛業は世の中の生活に必要な不可欠な業種であることに間違いないわけであり、必ず生き残れる業種です。

確かにコロナ禍により私たちの生活は一変することとなりました。

ワクチン開発が進むまで長い道のりになる事と思いますが、生衛業支援・ガイドライン実施促進事業を実践し、ウィズコロナの時代を乗り切ろうではありませんか。

また、当組合の本年度の目標は、組合員の団結、組合員の増強、山形県生活衛生営業指導センターとの連携の強化等を掲げ進んでいきたいと考えております。

今後とも、ご指導、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

令和2年度クリーニング師研修及び業務従事者講習のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ令和2年度に限り、会場に来場の上受講いただく研修・講習を全て取り止め、**来場を要しない通信制による研修・講習のみを下記により実施いたします。**

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は3年を超えない期間ごとに、クリーニング業法に定められた研修を受ける義務があります。

また、クリーニング所の業務従事者についても、営業者は、従業員の5分の1以上について3年を超えない期間ごとに法に定められた講習を受けさせる義務がありますので、未受講者、平成30年度及び令和元年度の研修又は講習修了者以外の方は必ず受講していただくようお願い致します。

◆通信制による研修及び講習の日程

- ① 申込受付期間 9月10日～10月15日
- ② レポート問題への解答用紙提出期限 11月22日

◆受講料

クリーニング師研修	5,000円
業務従事者講習	4,500円

◆進め方

申込受付後、テキスト、レポート問題、解答用紙等を送付します。

【レポート問題、解答用紙等について】

テキストを学習の上、レポート問題に対して解答用紙により解答ください。問題は20程で、テキストの中から出題されます。解答用紙には選択肢の数字(番号)を記入します(クリーニング師研修については、一部「○×」を記入する設問があります。)。解答用紙を提出期限(11月22日)までに当指導センターに送付してください。

【解答の確認と修了証書等の送付について】

提出いただいた解答用紙について成績を確認します。確認が終了しましたら、「レポート問題の解答と解説」とともに修了証書、ステッカーを送付いたします。

調理師業務従事者届のお知らせ

調理師法では、飲食店等において、調理の業務に従事する調理師は2年ごとに就業地の都道府県知事に「調理師業務従事者届」を提出することとなっています。

対 象

学校、病院、事業所、社会福祉施設、飲食店などで調理の業務に従事している方。

届出方法

届出用紙は、各保健所、県食品安全衛生課、生活衛生同業組合等に11月から配置しますので、令和2年12月31日現在の状況を記入し令和3年1月15日まで最寄りの保健所生活衛生課(室)に届け出て下さい。

なお、県のホームページから電子申請することができます。

電子申請期間：令和3年1月1日(金)から 令和3年1月15日(金)

【お問い合わせ先】 最寄りの保健所又は山形県食品安全衛生課 (TEL：023-630-2621)

生活衛生同業組合活動推進月間がはじまります！

生活衛生同業組合は、生衛法に基づき設立された生衛水準の向上等を使命とする同業者の組織であり、生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の推進においても重要な社会的基盤です。しかしながら、生衛法の制定後50余年が経過するなかで、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることが否めない状況にあるため、一般社団法人全

国生活衛生同業組合中央会は11月1日から30日までを「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め関係機関や関連団体の連携のもとに、生活衛生同業組合の周知広報や組合活動活性化の取り組みを重点的に展開する月間となっております。当センターにおいても本事業について周知広報事業の実施など事業協力をおこなってまいります。



11月は標準営業約款普及登録促進月間です

標準営業（Sマーク）は理容店、美容店、クリーニング店、飲食店がお客様に提供するサービス内容や万一の事故に対する損害賠償を明確にする制度です。

加入店では「安全」「安心」「清潔」が保証され、お客様の信頼できるお店選びの目安になります。公益財団法人全国生活衛生営業指導センター及び各都道府県の生活衛生営業指導センターでは、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、厚生労働省の後援、そして各関係機関等の協力を得ながら、同制度の周知、登録の推進を図っていくこととしています。

未加入店の事業主の方はこの機会にぜひ加入をご検討ください！

	登録手数料	標識代等	合 計
新規登録（3年有効）	6,600円	3,300円	9,900円
再登録（5年有効）	2,360円	1,300円	3,660円



11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

私たちは  マークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター 後援：厚生労働省

◇理美容はSマークのお店で◇